

2017.07.19

遺伝子組換え表示制度に関する意見

日本植物油協会

1、義務表示事項の拡大について

遺伝子組換え作物が登場して、すでに20年の歳月が経過しておりますが、我が国においては、食品衛生法に基づき、食品安全委員会による科学的な評価を踏まえ、厚生労働省の認可を経るなど、国家としてその安全性を保証しているところです。このため、私ども日本植物油協会は、こうした安全性に関する義務化については異論のないところですが、このたびの政府による選択のための表示制度の義務化については、優良誤認の危険性をはらんでいることに留意する必要があり、その拡大にあたっては、表示制度が科学と裏腹の関係にあることに配慮した細心の注意が必要であると考えます。

なお、このことについては、消費者庁「食品表示一元化検討会報告書」において、義務表示を拡大する際には安全性に関する表示が優先されるべきであり、選択のための表示の見直しは慎重であるべきとの結論が提示されています。

2、植物油における遺伝子組換えDNAについて

ご存知のとおり、精製された植物油は、その精製処理過程において、原油搾油時に、油糧種子原料から色素成分、におい成分などの夾雑物を取り除く際に、たんぱく質・DNAなども併せて除去されており、油脂100%のクリアな精製油となっております。このため、表示制度を義務化するにあたっては、当該商品にDNAが含まれているかいないかといった科学的な判断をすべきであると考えます。

今回の検討会に先立ち、消費者庁は、国立医薬品食品衛生研究所等において、最新の分析技術を活用し、精製された植物油について検証した結果、DNAや蛋白質を含まないことが明らかとなったところです。

このことを踏まえ、精製された植物油には科学的見地からDNAが含まれていないことがあきらかであり、当該商品に表示制度の義務化を求めるることは、不適切であると考えます。

3、トレーサビリティ制度について

科学的検証手法に代替する方法として、トレーサビリティ制度が推奨されることがあります。トレーサビリティ制度とは当該商品の履歴を明らかにするシステムですが、精製された植物油は、前述したとおり、原料となる作物が非遺伝子組換えであろうと、遺伝子組換えであろうと、それらに含まれたDNAや蛋白質は製油処理過程で完全に除去されたピュアな化学成分です。このため、当該商品の原料にあえて遡ってまで遺伝子組換え表示をすることの有意性はなく、逆に消費者をミスリードすることになりかねません。

また、トレーサビリティ制度は、その実行確保にあたっては、立ち入り検査等が不可避であり、社会的コストアップにつながりかねないという、問題点があります。現在、信頼できる国際的トレーサビリティ制度が未構築の状況下において、輸入依存率の高い原料について、検証をすることは現状困難であり、表示制度のみ先行することはいたずらに、国内企業のみ負荷をかけるばかりか、国内市場流通製品の信頼低下・混乱を招きかねないことが危惧されます。

4、表示変更に伴う事業者負担等について

現在植物油業界は、平成27年に施行された食品表示基準で、栄養成分表示の義務化、添加物と添加物以外の区分の義務化等への対応をしており、ほぼ、すべてにラベルを変更せざるを得なくなっています。この作業の途中から、原料原産地制度の検討会が開始され、すべての加工食品について、原料原産地表示が義務化となり、ほぼすべてのラベル変更を余儀なくされることになりました。これに加え、今回義務表示対象が拡大することになれば、さらなる負担が増加することになります。

一方、近年、核家族化に加え、高齢化の進展に伴い、植物油の容量の小さいものも求められてきており、表示できるスペースも限られてきてています。消費者庁の一元化検討会でも高齢化の進展を踏まえ文字サイズの拡大案も提案されたところですが、義務表示をする場合、限られたスペースで、安全性を優先した必要最小限の事項に絞る必要があると考えます。

5、遺伝子組換え表示制度に関する世界の動向

現在、遺伝子組換え表示の法案検討を行っている米国において、米国食品安全局(FDA)は、植物油に関しては、DNA並びにタンパク質を含まないことから、表示対象とならないとのコメントをしています。また、昨年来、義務表示の検討を行ってきた韓国においても、植物油については、これを対象外としています。EUは、植物

油を含むすべての加工食品に表示義務をかけていますが、域内中心の流通であり、海外貿易品に対しては実効性のある制度とはなっていません。

なお、最近の事例では、本年 5 月、遺伝子組換え表示制度を検討してきたカナダにおいて、国は食品の安全に関する規制に関与すべきであるが、選択のための表示制度には関与すべきではないとして、法案自体が廃案となっています。

6、意図せざる混入率の引き下げについて

現在、我が国においては、意図せざる混入率は 5% 以下となっていますが、混入率を引き下げた場合、管理負荷や IP ハンドリング時の他品種との切替管理負荷が大きくなり、コストに反映されることになるばかりか、プレミアムの高騰や状況によっては必要数量の確保が困難なことも起こり得るのではないかと危惧されるところです。

まとめ（商品に含まれる DNA の存在を基本とした表示制度に）

表示制度は、科学的判断のもとに、表示の信頼性や事後検証性、実行可能性や国際的整合性等の観点からなされるべきものであり、また、その対象品目は、表示対象商品において、組み替えられた DNA 等が検出できるものを原則とすべきであると考えます。

また、意図せざる混入率については、これを引き下げた場合、価格の高騰や状況によっては必要数量の確保が困難となることから、現行維持が望ましいと考えます。